建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する北海道計画の変更について

1　経緯

○平成29年3月　「建設工事従事者の安全及び健康の確保の推進に関する法律」（建設職人基本法）が施行。
○平成29年6月　国において「建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する基本的な計画」（基本計画）を策定。
○平成31年3月　道において「北海道計画」を策定。
○令和5年6月　国において基本計画変更。

2　計画策定時からの状況変化等

（1）【建設工事従事者を取り巻く状況】

○気候変動の影響による熱中症の増加、石綿を用いた建築物の解体工事の増加、新興・再興感染症の発生・拡大等
○女性、外国人労働者、高年齢労働者等人材の多様化
○新・担い手３法、労働基準法を踏まえた働き方改革、処遇改善等
○インフラ分野のデジタル・トランスフォーメーション（ＤＸ）が危険作業等の減少や建設現場の環境改善に寄与することへの期待

（2）【北海道における現状】

○道の建設工事従事者の年齢構成比は、50歳以上の高齢者が占める割合が令和５年で57.1％と高齢化が進行。
○建設産業における労働災害の原因については、依然として墜落・転落によるものが最多。
○道内の労働災害死傷者は年齢別でみると、60歳以上の高齢者が占める割合が高い。
○積雪期前の11月に労働災害の発生が多い。

3　主な変更内容

①安全衛生費に関する記載の充実
・安全衛生経費を内訳明示するための標準見積書等の普及
②一人親方に関する記載の充実
・一人親方との取引の適正化等の周知
③建設工事の現場の安全性に関する記載の充実
・建設機械施工の自動化・遠隔化やロボットの活用等インフラ分野のＤＸにおいて、安全な工法等の普及
④建設工事従事者の処遇の改善に関する記載の充実
・新・担い手３法や労働基準法を踏まえた「働き方改革」の推進、処遇の改善、インフラＤＸの推進等
⑤墜落・転落災害の防止対策の充実強化に関する記載の充実
・墜落制止用器具の使用の徹底
・足場の組み立て時や作業開始前の点検の徹底
⑥健康確保対策の強化に関する記載【新】
・熱中症、騒音による健康障害防止対策、解体・改修工事における石綿ばく露防止対策等及び新興・再興感染症への対応
⑦人材の多様化に対応した建設現場における安全健康の確保に関する記載【新】
・女性の活躍促進や高年齢労働者の安全と健康の確保につながる取組、外国人労働者の労働災害への防止対策

4　計画変更のスケジュール

○R6年11月～12月　関係団体からの意見聴取
○R6年11月～12月　パブリックコメントの実施
○R6年12月19日　北海道建設業審議会での審議
○R7年2月　建設委員会で原案報告
○R7年3月　計画変更及び公表